

世界農業遺産（GIAHS）認定申請に係る
農林水産省の承認手続について

平成26年4月30日
農林水産省農村振興局

1 趣旨

世界農業遺産(GIAHS)とは、伝統的な農業・農法を核として、生物多様性、優れた景観等が一体となって保全・活用される世界的に重要な農業システムを、国連食糧農業機関（FAO）が認定するものです。協議会等からFAOへの申請に基づき、概ね2年に1回、FAOによる認定が行われています。

FAOによる次回のGIAHS認定は平成27年に予定されており、また、FAOが定めるGIAHS申請・認定手順書では、GIAHS認定を目指す申請主体（一般的には、自治体、農業団体等から構成される組織。以下「協議会等」という。）のFAOへのGIAHS認定申請に当たっては、所管官庁（我が国の場合は農林水産省）の承認を得ることが必要とされています。このため、平成26年3月、農林水産省は世界農業遺産（GIAHS）専門家会議を省内に設置し、平成26年度から、FAOへ認定申請を行おうとする地域（以下「候補地域」という。）を受け付け、同専門家会議において候補地域の評価を行うこととしました。評価の結果を踏まえ、FAOへの認定申請が適当と認められる候補地域に対して農林水産省が承認を行います。

GIAHSの認定申請までの手続の流れや関係機関ごとの役割分担は、別紙1の「世界農業遺産(GIAHS)認定申請手続の概要」のとおりです。

2 承認依頼の受付について

(1) 対象

平成27年の開催が予定されているGIAHS国際フォーラムにおいて、GIAHSの認定を目指す農業システム

(2) 承認依頼者

上記（1）の農業システムをFAOに認定申請しようとする協議会等

(3) 受付期間

平成26年5月1日（木）～7月31日（木）（郵送の場合は17時必着）

(4) 提出資料

候補地域の評価を行うための資料として、以下の①～⑤を下記（5）の宛先に提出して下さい。

① 承認依頼書

別紙2の「世界農業遺産（GIAHS）認定申請に係る承認依頼について」に必要事項を記載の上、以下の②～⑤を添付して下さい。

② 世界農業遺産（GIAHS）申請書

FAOの指定様式である別紙3の「世界農業遺産（GIAHS）申請書」（以下「申請書」という。）により、日本語で作成の上、添付して下さい。

③ 協議会等の概要

協議会等の概要（規約、構成員名簿等）が分かる資料（任意様式）を添付して下さい。

④ 都道府県の意見書

協議会等がFAOへ認定申請する際には、都道府県の賛同が必要となります。このため、承認依頼者は、賛同の意を表明する都道府県からの承認依頼者宛て意見書（任意様式）を添付して下さい。

⑤ 学術機関等の意見書

FAOへ提出する申請書については、生物多様性や農業史等の専門的事項について正確な事実を客観的に説明する必要があります。このため、承認依頼者は、申請書に記載された内容の学術的な裏付けを示す、学術機関等からの承認依頼者宛て意見書（任意様式）を添付して下さい。

(5) 提出先

農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村環境課 生物多様性保全班
（世界農業遺産（GIAHS）専門家会議事務局）
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
TEL：03-3502-6091 FAX：03-3502-7587

(6) 留意事項

- ・ 申請書の作成に当たっては、別紙4の「世界農業遺産（GIAHS）の解説－認定申請の手引き－」（以下「手引き」という。）を参考にして下さい。
- ・ 提出資料は、印刷物2部（正副1部ずつ）及び電子データを保存したCD-R1部として下さい。

3 候補地域の評価について

(1) 評価の方法及び手順

農林水産省に設置した世界農業遺産（GIAHS）専門家会議（以下「専門家会議」という。）において、一次評価、現地調査及び二次評価を実施します。その結果を踏まえ、FAOへ認定申請が適当と認められる候補地域に対して農林水産省が承認を行います。

なお、専門家会議については、別紙5の「世界農業遺産（GIAHS）専門家会議の設置について」をご参照下さい。

① 一次評価

一次評価では、承認依頼者に申請書の概要についてプレゼンテーションを行っていただきます。その後、専門家会議の委員による討論を行い、現地調査の対象地域を決定します。

なお、一次評価の結果については、別途お知らせします。また、現地調査の対象となった承認依頼者は、申請書の付属資料となる「活用・保全計画（アクションプラン）」（任意様式）を日本語で作成し、別途示すところにより提出して下さい。

② 現地調査

世界農業遺産（GIAHS）専門家会議事務局が承認依頼者と日程調整を行い、専門家会議の委員による候補地域の現地調査を実施します。

なお、承認依頼者には、委員の現地調査に同行頂き、説明等をお願いします。

③ 二次評価

一次評価及び現地調査の結果並びに活用・保全計画（アクションプラン）を踏まえ、専門家会議の委員による討論を行い、FAOへのGIAHS認定申請を行うことが相応しい地域を選定します。

(2) 評価の視点

専門家会議においては、以下のFAOが定める以下の5つの基準を基本として、内容を評価します。

具体的な評価方法については、別紙6の「世界農業遺産（GIAHS）認定申請候補地域の評価方法について」をご参照下さい。

【FAOの認定5基準】

- ① 食料及び生計の保障
- ② 生物多様性及び生態系機能
- ③ 知識システム及び適応技術
- ④ 文化、価値観及び社会組織（農文化）
- ⑤ 優れた景観及び土地と水資源管理の特徴

(3) スケジュール

平成26年7月31日（木）	承認依頼の受付締切
9月8日（月）	一次評価（於：東京都内）
9月中旬～10月中旬	現地調査
10月中旬	活用・保全計画（アクションプラン）提出締切
10月20日（月）	二次評価（於：東京都内）

(4) 結果の通知

専門家会議の評価結果を踏まえ、農林水産省の承認について、後日、承認依頼者にお知らせするとともに、農林水産省のホームページにおいて公表します。

(5) その他

- ・ 提出いただいた資料については、お返しできません。また、担当窓口から内容等の問合せを行う場合があります。
- ・ 提出資料に虚偽又は承認後に承認の対象としてふさわしくない行為があったと認められた場合には、承認を取り消すことがあります。
- ・ 農林水産省の承認を得た上で、FAOへ認定申請する際には、申請書、活用・保全計画（アクションプラン）等の英語版の作成が必要となります。

4 問合せ先

本手続その他GIAHSに関するご質問等は、承認依頼者の所在地により問合せ先が異なります。

下記を確認の上、該当する問合せ先へお尋ね下さい。

① 承認依頼者の所在地：北海道

北海道開発局 農業水産部 農業計画課

〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎

TEL：011-709-2311（内線5514） FAX：011-709-2145

- ② 承認依頼者の所在地：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
東北農政局 農村計画部 資源課
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎
TEL：022-221-6256 FAX：022-715-8217
- ③ 承認依頼者の所在地：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、
山梨県、長野県、静岡県
関東農政局 農村計画部 資源課
〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館
TEL：048-740-0515 FAX：048-740-0082
- ④ 承認依頼者の所在地：新潟県、富山県、石川県、福井県
北陸農政局 農村計画部 資源課
〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎
TEL：076-232-4533 FAX：076-263-0256
- ⑤ 承認依頼者の所在地：岐阜県、愛知県、三重県
東海農政局 農村計画部 資源課
〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2
TEL：052-223-4631 FAX：052-220-1681
- ⑥ 承認依頼者の所在地：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
近畿農政局 農村計画部 資源課
〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町
TEL：075-414-9052 FAX：075-451-3965
- ⑦ 承認依頼者の所在地：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、
愛媛県、高知県
中国四国農政局 農村計画部 資源課
〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎
TEL：086-224-9417 FAX：086-227-6659
- ⑧ 承認依頼者の所在地：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
九州農政局 農村計画部 資源課
〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎
TEL：096-211-9111（内線4661） FAX：096-211-9812

⑨ 承認依頼者の所在地：沖縄県

沖縄総合事務局 農林水産部 土地改良課

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館

TEL：098-866-1652 FAX：098-860-1194

【別紙一覧】

(別紙1) 世界農業遺産(GIAHS)認定申請手続の概要

(別紙2) 世界農業遺産(GIAHS)認定申請に係る承認依頼について

(別紙3) 世界農業遺産(GIAHS)申請書

(別紙4) 世界農業遺産(GIAHS)の解説－認定申請の手引き－

(別紙5) 世界農業遺産(GIAHS)専門家会議の設置について

(別紙6) 世界農業遺産(GIAHS)認定申請候補地域の評価方法について